

17川監公第11号

平成17年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年1月11日付け17川監公第1号で公表した定期監査、同日付け17川監公第2号で公表した財政援助団体等監査及び平成17年4月11日付け17川監公第9号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨それぞれ通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 舘 健 三

同 奥 宮 京 子

同 小 林 貴美子

同 西 村 英 二

17 川総行革第 87 号

平成 17 年 6 月 30 日

川崎市監査委員 舘 健 三 様

同 奥 宮 京 子 様

同 小 林 貴美子 様

同 西 村 英 二 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 17 年 1 月 11 日付け 17 川監報第 2 号で報告のありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成 16 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 財団法人川崎市シルバー人材センター

（所管課 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課）

（1）会計規程について

【指摘の要旨】

財団法人川崎市シルバー人材センター会計処理規程によれば、総勘定元帳は会計伝票及び勘定科目別勘定票をもってこれに代えるとしているが、総勘定元帳は整備されているので、同規程を改正するよう指導されたい。

【措置の内容】

財団法人川崎市シルバー人材センター会計処理規程については、実態に合わせて、総

勘定元帳の記載について会計処理規程を改定するように指導し、規程が改定したことを確認いたしました。

2 財団法人川崎市身体障害者協会

(所管課 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(1) 委託事業について

[指摘の要旨]

身体障害者のためのコンピュータ基礎研修講座委託契約について見たところ、仕様書が作成されていなかったため、適正な契約事務を行われたい。また、身体障害者協会は同事業実施に際し、講師を外部に依頼しているが、講師謝礼の基準等を文書で決めていなかったため、改善するよう指導されたい。

[措置の内容]

身体障害者のためのコンピュータ基礎研修講座委託契約については、平成17年度の契約から仕様書を作成いたしました。また、身体障害者協会に対して講師謝礼の基準等を文書で取り決めるよう指導し、講師謝礼額を規定した契約書を取り交わしたことを確認いたしました。

(2) 監事の選任について

[指摘の要旨]

監事2名については、身体障害者協会からの補助金を交付されている構成団体の会員から選任されていたため、利害関係のない財務に関して専門的知識を有する者を選任するように指導されたい。

[措置の内容]

監事の選任については、現監事の任期中の対応として、専門家等から指導を受ける等会計処理の透明化を図るために可能な対応を実施し、新監事の選任に際しては、利害関係のない財務に関する専門知識を有する監事を選任するように指導いたしました。

(3) 補助金について

[指摘の要旨]

身体障害者協会に対する運営費補助金について見たところ、財団法人川崎市身体障害者協会運営費補助金交付要綱に規定されている事業実績報告書が提出されていなかったため、同報告書を提出させて精算されたい。

[措置の内容]

身体障害者協会に対する運営費補助金については、要綱に基づき所定の実績報告書により精算を行い、適正な事務処理の徹底を図りました。

3 財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会

(所管課 健康福祉局障害保健福祉部療育福祉課)

(1) 監事の選任について

[指摘の要旨]

監事2名については、心身障害者地域福祉協会からの補助金を交付されている構成団体の会員から選任されていたので、利害関係のない財務に関して専門的知識を有する者を選任するよう指導されたい。

[措置の内容]

監事の選任については、現監事の任期中の対応として、専門家等から指導を受ける等会計処理の透明化を図るために可能な対応を実施し、新監事の選任に際しては、利害関係のない財務に関する専門知識を有する監事を選任するように指導いたしました。

(2) 契約事務について

[指摘の要旨]

全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業委託契約について見たところ、仕様書が作成されていない上、完了検査においても帳簿と証拠書類との突合も行われていなかったため、適正な契約事務を行われたい。

[措置の内容]

全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業委託契約については、仕様書を作成し、完了

検査時には帳簿・領収書との突合を実施するように、適正な契約事務の徹底をいたしました。

4 財団法人川崎市建設技術センター

(所管課 建設局総務部技術監理課)

(1) 契約規定の整備について

[指摘の要旨]

清掃業務委託等の契約方法について見たところ、見積合せにより処理されていたが、財団法人川崎市建設技術センター経理規程等の諸規程には、随意契約及び競争入札の取扱い、業者選定の方法等の契約事務を処理するための手続が規定されていなかったもので、契約に関する規定の整備について指導されたい。

[措置の内容]

財団法人川崎市建設技術センター諸規程には、契約事務を処理する手続きが規定されていなかったために、契約事務を処理するための手続を規定するように指導し、財団法人川崎市建設技術センター契約事務要綱が制定されたことを確認いたしました。